

一般質問とは、議案と関係なく市の行政事務の状況や将来に対する方針などを質問するもので、定例会に限って行なわれます。今回の一般質問は9月14日から16日までの3日間で行い、11人の議員が質問に立ちました。掲載原稿は質問者本人が要約したものです。

検索

通告書 質問者 質問事項

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
浜崎 義昭	平山 泰司	池田 裕之	浜崎 昭臣	下田昇一郎	若山 敬介	蓮池 良正	脇島 義純	鎗光 秀孝	本田 武志	赤木 武男
③天草市の地域活性化について	①マイナンパー制度について ②水産物の安定供給と保管について	①熊本天草幹線道路（本渡道路）整備について	①天草市天草宝島親善大使の任命について ②災害時の危機管理体制のあり方について ③天草崎津集落 世界遺産登録に向けての本市の受け入れ体制について	①夢があり暮らしたくなる天草づくりについて ②子どもをとりまく環境について ③市民生活の安全確保について	①新公立病院ガイドラインについて	①天草版地方創生「地域総合戦略」の策定と実践 ②災害につよい安全・安心のまちづくり ③主権者への支援 ④地域を元気にするために	①ジオパークについて ②御所浦振興策と御所浦架橋について	①災害対策について ②海岸漂着ごみ問題について	①果樹（柑橘類）の振興について	①新教育委員会制度について ②18歳選挙権に関連して

### 屋根掛けハウスによるデコポン栽培の振興について



本田 武志 議員

**本田** 農業施策の中で、柑橘類はどのように位置づけられているのか。また、その中で、デコポン栽培奨励の必要性について、どのようにとらえられているのか。

**経済部長** 柑橘類は、名実ともに天草農業を牽引してきた基幹作物であるとして認識しており、中でも、デコポンは、もつとも重要な作物であり、強力で推進していく必要があると考えている。

気候と海からの潮風という恵まれた気候の中で発展してきた。一方、デコポン栽培は、台風や大雨、長雨等の影響を受けやすく、露地栽培の不安定さ、難しさも確かであり、屋根掛けハウスの優位性は、十分認識している。期間を区切り、集中的に投資し、高品質の高級デコポンを安定的に生産できる体制を進めていきたい。

**本田** デコポンの屋根掛けハウスの優位性についてどのように認識しているか。

**経済部長** 水腐れ、霜の害、鳥による被害等の対策に有効であり、完熟してから収穫できるので、高品質、高単価での出荷が可能となり、その優位性は大きい。

**本田** 八代のトマト、植木のスイカなどの特産品のように、デコポンを市の特別奨励作物と位置づけ、屋根掛けハウス設置への8割補助を行うことはできないか。

**市長** 天草の果樹栽培は、温暖な



熊本県果樹研究所・熊本県農業研究センターにおいて、低コストの屋根掛けハウスの実証試験もおこなわれている

### 新教育委員会制度について18歳選挙権に関連して



赤木 武男 議員

【新教育委員会制度の法改正の趣旨】

平成23年10月11日に滋賀県大津市内の中学2年生の男子がいじめを苦に自宅で自殺。事件前後の学校と教育委員会の隠ぺい体質が発覚し、翌年には本事件が誘因となり「いじめ防止対策推進法」が制定された経緯もある。本年4月には「新教育委員会制度」も施行された。

**赤木** 教育委員長と教育長が併存する教育委員会制度では、責任の所在が不明確だと指摘されたが、法改正で責任体制は明確になるのか。

**教育部長** 教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長を置く。また、首長と教育委員会が協議調整する場として、総合教育会議を置き教育大綱や重点施策、緊急時の措置などの協議調整を行う。新教育長は、首長が直接任命する。



天草市では、教育委員長と教育長の任期は平成30年6月末となり、それまで併存する。**赤木** 新教育長の任期は3年となった。また、総合教育会議とその位置づけ、および趣旨について伺う。

**市長** 新教育長の任期を短くすることで首長任期中、一回は首長が任命できる。教育長の権限を踏まえ、教育委員より一年短くしチェック機能を強化できる。会議は、首長と教育委員会が相互の連携を図り、民意を反映した教育行政を推進するための場となる。会議では教育行政大綱の策定、児童生徒の生命・身体保護等緊急の場合の措置などを決める。

**赤木** 公選法が改正され、選挙年齢が18歳以上となった。新有権者に対する選挙啓発や選管と高校との事前協議等を伺う。

**選挙管理委員会事務局長** 新有権者に対する周知啓発は、広報紙・ホームページ等での啓発やリーフレット等の作成、および高校生向けの選挙の副教材が配布される予定。今後、県など関係機関と協力し、投票率向上に努める。

### 災害対策、台風15号について



鎗光 秀孝 議員

**鎗光** 台風15号における避難状況は。

**総務部長** 24日午後4時に市内82ヶ所に避難所を開設し300世帯、413人が避難した。

**鎗光** 住民が出張所停電時に必要書類の申請をしたときは。

**総務部長** 支所より発行し、出張所へ届ける。

**鎗光** 被災したときに災害見舞金の支給は。

**総務部長** 災害により、死亡、障害、負傷した人や、家屋の損壊等を受けたとき、認定基準により支給する。判断基準は、家屋では、全壊、半壊、一部破損となり、浸水時は床上浸水を対象とする。

**鎗光** 災害発生時、住宅リフォーム制度は利用できるか。

**総務部長** 屋根の一部損壊したとき、屋根全体のリフォーム工事を実施するときは利用できる。

**鎗光** 家庭の災害ごみの対応は。市民生活部長 9月25日まで処理場において処理できるごみを無料とした。

**鎗光** 透明袋等の指定袋以外で出

せないのか。  
**市民生活部長** 今後は指定袋以外でも出せるように検討する。

**鎗光** 停電時、上下水道の対応は。  
**水道局長** 水道局や施設の運転管理企業、リース会社の協力により、発電機を設置し、影響を最小限にできた。



台風15号の被害状況

【海岸漂着ごみの状況について】  
**鎗光** 漂着ごみの対応は。

**市民生活部長** 県の補助事業により、収集運搬や処分は業者委託とし平成26年度は全体で84トン、510万円で処理した。  
**要望** 観光地のごみの回収や漂着ごみ等の処理を実施し、環境保全、良好な自然景観の維持に今後も努めて頂きたい。